

2012年1月30日

社会福祉法人まつえ友愛会

「働き方の見直しに関する労働条件の整備のための行動計画」

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備をより充実させるため、育児休業期間中の代替要員の確保に努めるとともに職員の働き方を見直し、育児をしていない職員をも含めて職業生活と家庭生活を両立できるように年次有給休暇取得促進のための措置を講ずる。

記

1. 計画期間 平成24年3月1日～平成26年3月31日までの2年1ヵ月

2. 内 容

(1) 働き方の見直しに関する労働条件の整備

【目標】年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均5日以上とする

【方策】平成24年4月：年次有給休暇取得の現状を把握する

平成24年4月：計画的な取得に向けた年度間スケジュールを策定する。

平成24年5月以降：職員会議で進捗状況を確認する。